



情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
ユニバーサルサービス政策委員会  
ブロードバンド基盤ワーキンググループ (第3回)  
ご説明資料

KDDI株式会社

2022年9月5日



## 1. はじめに

## 2. ヒアリング事項

### ③ 一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方

1. 支援対象、競合事業者の要件となる電気通信回線設備の規模の考え方
2. 支援対象、競合事業者の要件となる第二号基礎的電気通信役務の継続提供期間の考え方
3. 大部分を他者の回線設備と接続して提供される場合の区域指定の考え方

### ④ 交付金・負担金算定の在り方

- 【交付金】
1. 費用算定の考え方
  2. 支援額算定の考え方
- 【負担金】
1. 負担事業者の範囲
  2. 負担金の額の割合の上限
  3. 負担金の算定単位

### ⑤ その他（利用者等への周知の在り方等）



# 1. はじめに

- ユニバーサルサービス制度の安定運用を図るためには、
  - 交付金規模の肥大化を抑制し、
  - 国民経済全体の負担の最小化を図ることが必要不可欠。

そのためには、適正なコストに抑制（標準モデル方式での算定等により**非効率性を排除**）し、**必要最小限の支援**とすることが必要。

- あわせて、競争中立性の観点から、**事業者間の競争に影響を及ぼさない算定方式**であることが必要。



## 2. ヒアリング事項



### ③ 一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方

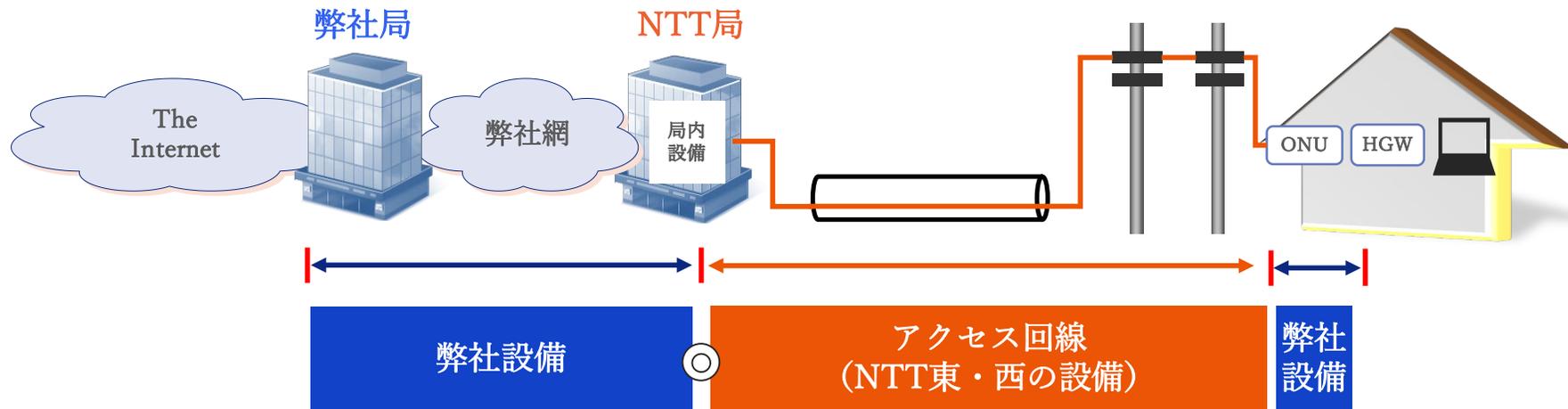
1. 支援対象、競合事業者の要件となる電気通信回線設備の規模の考え方
2. 支援対象、競合事業者の要件となる第二号基礎的電気通信役務の継続提供期間の考え方
3. 大部分を他者の回線設備と接続して提供される場合の区域指定の考え方



1. 支援対象、競合事業者の要件となる電気通信回線設備の規模の考え方
3. 大部分を他者の回線設備と接続して提供される場合の区域指定の考え方

- NTT 東・西の加入光ファイバを接続で利用して提供する役務は、
    - 同役務のアクセス回線は**NTT東・西が設置する電気通信回線設備**であること
    - 今般の交付金制度の趣旨は**不採算地域の回線設備の維持**であること
- から、（「接続」は競争を意図して事業参入するものであるものの）  
支援対象事業者を判断する場合の**競合事業者としてはカウントしないことが適当。**

■ 弊社のauひかりホームタイプの場合



⇒ NTT東・西の回線設備の維持が図られないと「接続」も維持できない

## 2. 支援対象、競合事業者の要件となる第二号基礎的電気通信役務の継続提供期間の考え方

- 業務区域の変更登録・変更届出期間と合わせて、**年1回、年度末の状態**で判定。
- 1者提供地域に変更があると、現に支援を受けている事業者に影響。  
**短期間での支援対象有無の変更は、制度の安定運用に支障が出るおそれ。**
- そのため、当該地域において、第二号基礎的電気通信役務を**継続して1年以上提供している場合**に限り、**競合事業者としてカウント**することが考えられる。



### 2. 業務区域の変更登録・変更届出（町字単位での登録・届出）の手続（2/2）

21

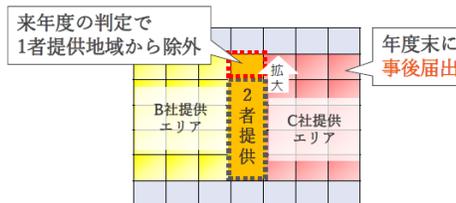
- 「業務区域」を町字単位とするのであれば、事業者の負担軽減の観点から、有線BBサービスに係る業務区域の変更は「**軽微な変更**」に該当するものとして、**事後届出**とし、届出のタイミングは**年1回**で支障はないと考える。

毎年度末の状態を判定



年度末の状態を**年1回**事後届出

期中の変更は届出不要



©2022KDDI



## ④ 交付金・負担金算定の在り方

### 【交付金】

1. 費用算定の考え方
2. 支援額算定の考え方

### 【負担金】

1. 負担事業者の範囲
2. 負担金の額の割合の上限
3. 負担金の算定単位

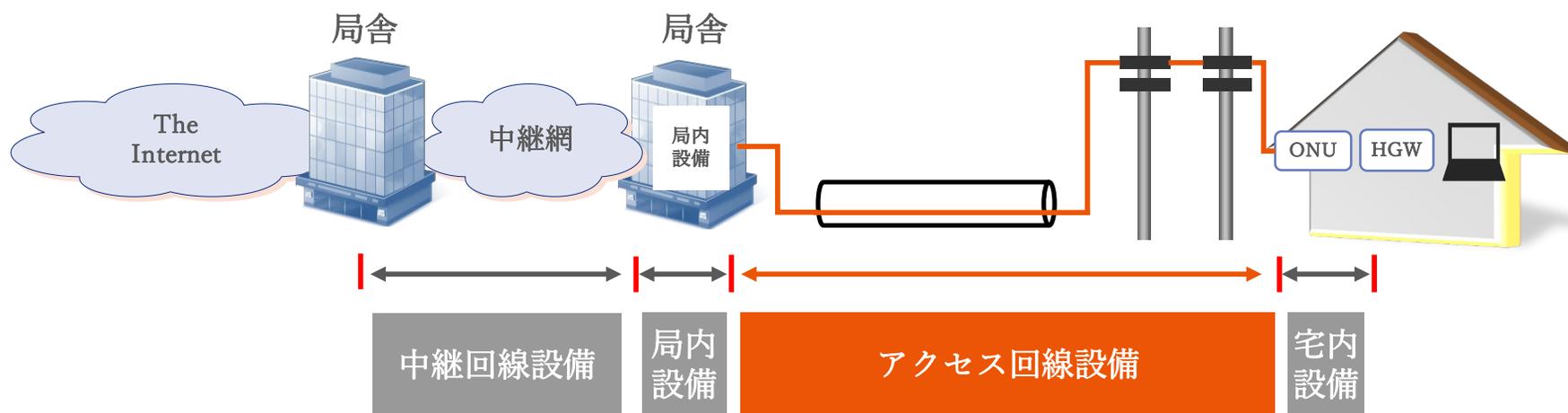


## 【交付金】 1. 費用算定の考え方 (1/3)

### <対象設備>

- 対象設備は、以下の理由から、**支援区域のアクセス回線設備**（最寄りの通信ビルから利用者宅までの回線設備等）とすることが適当。
  - サービス提供に係る**主要な費用**がアクセス回線設備の費用であること
  - 設備コストが**地理的条件に大きく影響を受けること**  
(局内設備やONUの設備コストは、地理的条件に左右されない※)

※例えば、全国事業者の場合、都市部と地方で導入する設備は同一であり設備コストも同じ（収容効率の差による局内設備の単位あたりコストの差は有り）

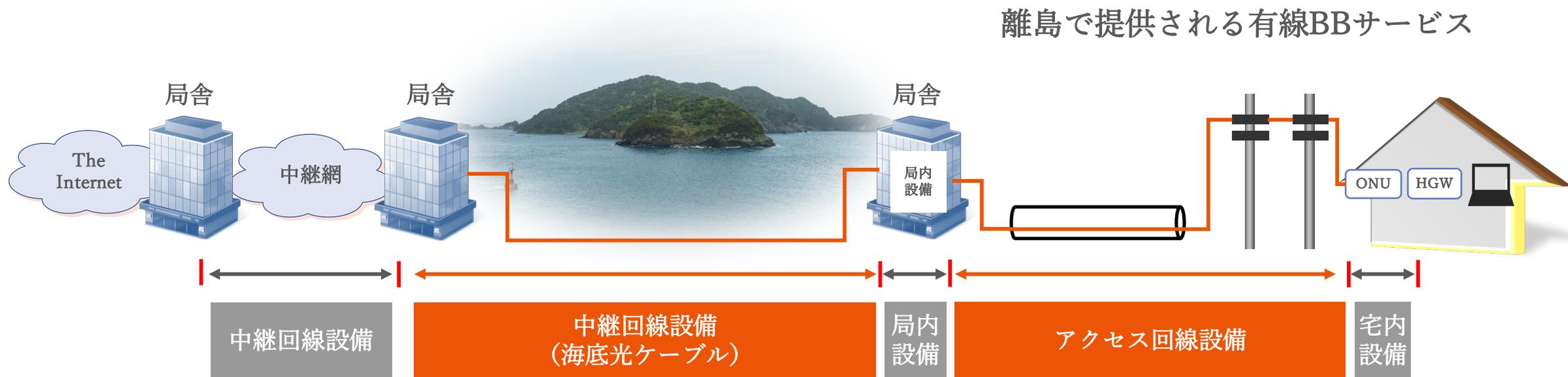




## 【交付金】 1. 費用算定の考え方 (2/3)

### <対象設備>

- ただし、離島で提供される有線ブロードバンド（以下「BB」）サービスは、**離島への海底光ケーブルに対する支援がないと、サービス提供の維持が困難なおそれ。**そのため、**例外的に対象設備に離島への海底光ケーブルを含めることが適当。**



⇒ 例外的に対象設備に含める



### <計上費目の考え方>

- 設備費用（アクセス回線設備・離島への海底光ケーブル）以外に支援の対象とする費用は、第二号基礎的電気通信役務の維持に**必要な最小限の費用**とすべき。
- **販促費等の競争対応費用**は支援の**対象から除外**すべきと考える。  
それ以外に、具体的にどのような費用に対して支援が必要かは、今般の制度の支援対象となり得る事業者（**交付金による支援を希望する事業者**）に対して**ヒアリングを実施**し、本WGで詳細を検討することが考えられる。



## 【交付金】 2. 支援額算定の考え方 (1/4)

- 支援額算定にあたっては、二重の支援とならないよう次の観点に留意すべき。

### (1) 補助金等との二重の支援

設備構築や更新等への補助金等と交付金による支援が二重にならないように算定すべき。

### (2) 設備貸与等による収入との二重のコスト回収

例えば、海底光ケーブルを他事業者に貸与する等で収入がある場合、海底光ケーブルの費用全額を交付金により支援すると、二重のコスト回収となるおそれ。



## 【交付金】 2. 支援額算定の考え方 (2/4)

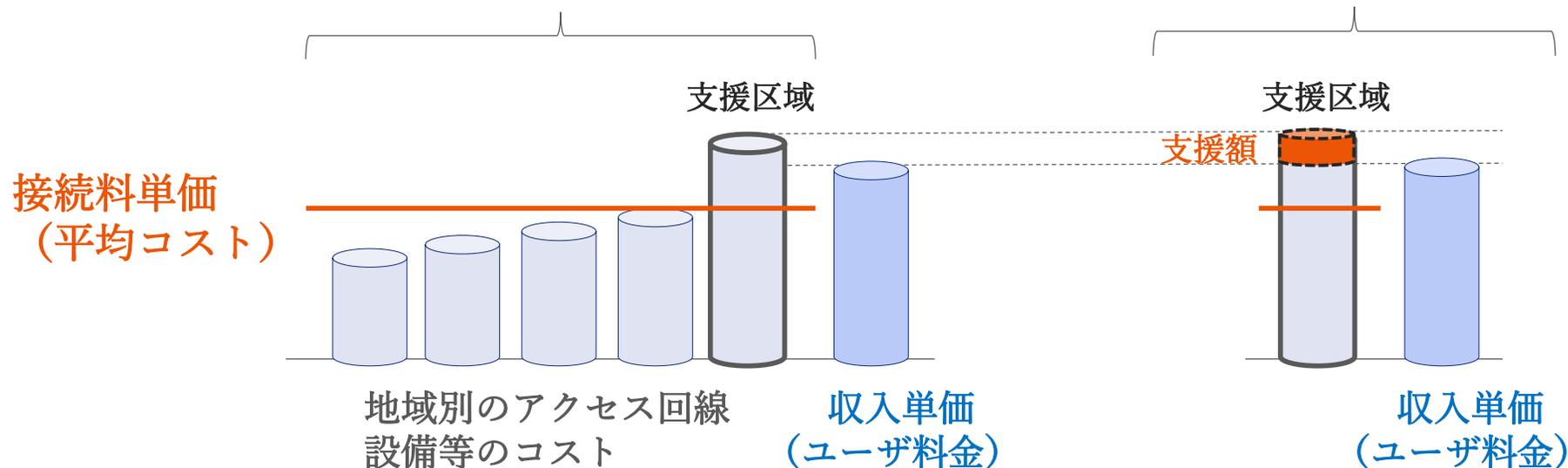
### (3) 接続料との二重のコスト回収

仮にNTT東・西が交付金による支援を受けるのであれば、NTT東・西別の平均コストで算定されている**接続料との関係の整理が必要**。

具体的には、接続料と交付金制度で二重のコスト回収とならないよう、**交付金制度により支援を受けた額を接続料原価から控除**することが必要。

- どの地域でもコストは**接続料単価**のため、赤字ではない
- 接続料でコストは**全額回収**

- 支援区域だけの収支で支援すると、接続料でコストは**全額回収**しているにも関わらず、**支援額分二重でコスト回収**





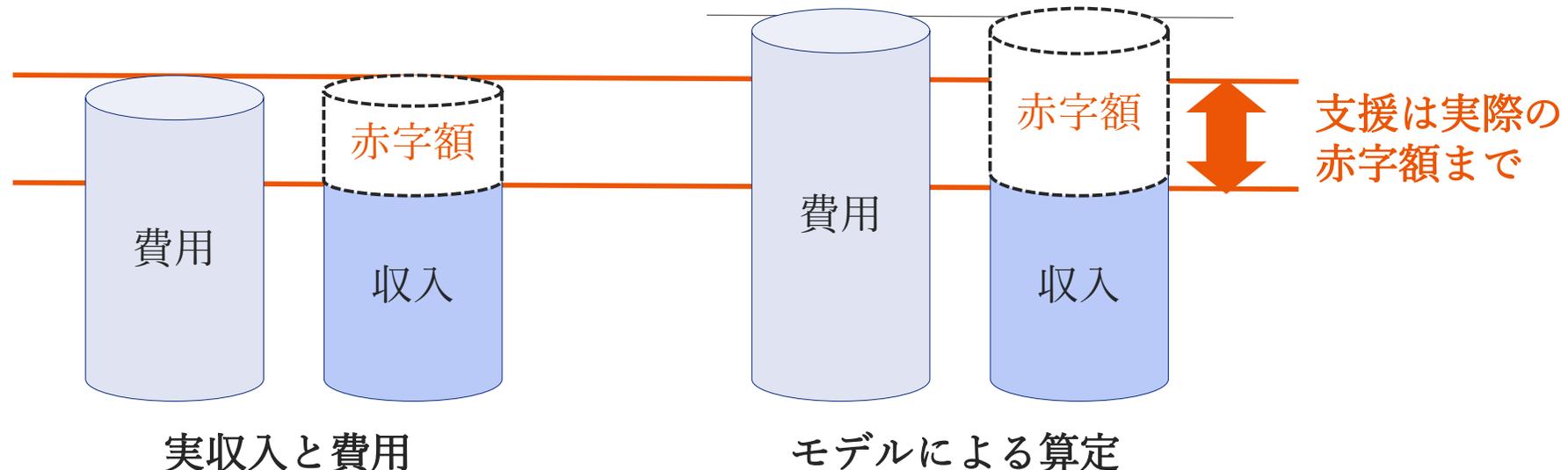
## 【交付金】 2. 支援額算定の考え方 (3/4)

- その他、留意すべき事項は以下のとおり。

### (1) 費用算定の在り方

標準モデル方式による算定を行う場合、地域事業者のサービス提供の維持が図られるよう、全国事業者と地域事業者の**規模の経済の相違**を考慮することが必要。

また、モデルによる算定の場合、**実際の赤字額**（実収入と費用の差額）**を超えた支援が行われないよう留意が必要。**



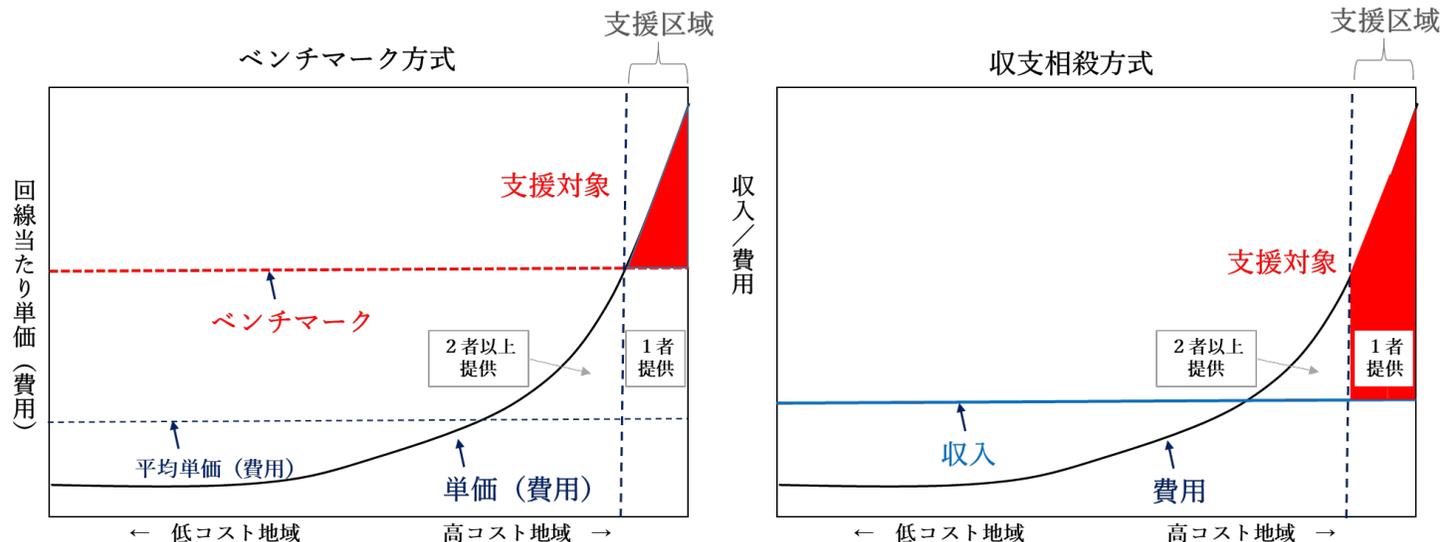
## (2) 支援額の算定方法

支援額の算定は原則**ベンチマーク方式**を採用すべき。

仮に、**収支相殺方式**を採用する場合は、**支援の必要性を国民に示すため**、**交付金による支援を受ける事業者は、地域別収支だけでなく、有線BBサービス全体の収支を明らかにすることが必要。**

交付金規模が過大となるなど国民の理解が得られないような状況となった場合は、例えば、**ベンチマーク方式の採用等も含めて収支相殺方式の見直しを検討**することも必要。

(参考) ベンチマーク方式と収支相殺方式の一般的な違い





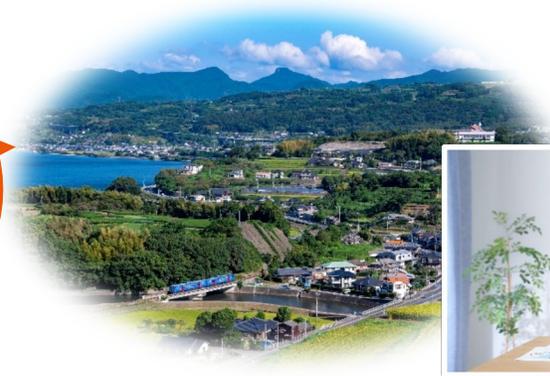
## 【負担金】 1. 負担事業者の範囲 (1/2)

- 電話のユニバーサルサービス制度と同様に、**受益者負担を原則**とすべき。
- BBサービスの契約者は、インターネットを介して、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療のみならず、SNS、メール等の**双方向のコミュニケーション**を通じて、**広くサービス**を享受。  
交付金制度の負担事業者は、**有線・無線を問わず、BBアクセス提供事業者全般を**対象とすることが適当。

双方向コミュニケーション



支援区域以外のBBサービス  
(サービス享受)



支援区域の有線BBサービス  
(交付金制度で維持)



- IoTサービスは、M2Mの通信が中心であり、支援区域の有線BBサービスが維持されることでの直接の受益はないことから、負担の対象外とすることが適当。
- 将来的な受益者負担の可能性については、将来の市場環境や用途の変化、交付金の規模・費用算定の在り方等も踏まえ、改めて検討すべき。





## 【負担金】 2. 負担金の額の割合の上限

- 制度が複雑化しないよう、電話のユニバーサルサービス制度と同様の基準とすることが適当。

### (1) 負担事業者の事業規模

電気通信事業収益**10億円**未満の事業者は対象外とすべき。

### (2) 負担金額の上限割合

電気通信事業収益の**3%**以下とすべき。

#### ※電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）

（負担金を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等）

第五条 法第一百条第一項の政令で定める基準は、電気通信事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額として総務省令で定める方法により算定した額が**十億円**であることとする。

2 法第一百条第一項ただし書の政令で定める割合は、**百分の三**とする。



## 【負担金】 3. 負担金の算定単位

- BBサービスに係る**契約回線数を負担金算定の単位**とし、1契約回線当たりの契約単価により各負担事業者の負担金額を算定することが適当。
- IoTサービス向け契約数については、「1. 負担事業者の範囲」で述べたとおり、**受益の趣旨とは異なる**ことから、現時点では**負担の対象外**とすることが適当。



## ⑤ その他（利用者等への周知の在り方等）



## ⑤ 利用者等への周知の在り方 等

- 有線BBサービスを新たにユニバーサルサービスに位置付けることについて、**電気通信事業者、関係団体、国、地方公共団体等**がそれぞれの立場から周知広報を行い、制度の目的等を国民に広く理解頂くことが必要。
- また、各電気通信事業者が、**単位当たりの負担額を明示**することで、基金への拠出が適正に行われていることを積極的に示していくべき。
- その際、**事業者毎に明示方法が大きく異ならない**ようにするため、**基礎的電気通信役務支援機関**が、**情報開示に関するガイドライン**を作成することが必要。

(例) 電気通信事業者が負担額を明示する際に必要な事項

- 最低限必要と考えられる具体的内容
- 標準的な明示方法 など

「つなぐチカラ」を進化させ、  
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

# KDDI VISION 2030

